

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とするものである。

また、南海トラフ地震に関し地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に関する地震・津波防災体制の推進を図ることとする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さぬき市防災会議が策定するさぬき市地域防災計画は、「地震・津波対策編」及び「一般対策編」の2編で構成する。

また、この「地震・津波対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

2 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市の地域における地震・津波対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではなく、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、市は、本計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、本計画の検討に当たっては、当該課題に配慮する。

4 計画の習熟等

この計画は、地震・津波対策の基本的事項を定めるものであり、市、県、防災関係機関及び住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め地震・津波対策の推進体制を整えるものとする。

5 市民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、

災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災減災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

市は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにする。また、住民及び防災関係機関等に対し、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行う。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 大川広域消防本部

大川広域消防本部は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、消防及び防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(3) 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震・津波防災に関し、市、県、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
さぬき市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の住民への周知措置 10 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表並びに避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 大川広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大川広域消防本部	1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報

(3) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動および相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 管内防災関係機関との連携 4 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 管内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設及び農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山・治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害復旧用木材（国有林）の供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送業者、海上運送業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪管区气象台 （高松地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実、並びに予報、通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等 7 香川県や市、その他防災機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 （高松海上保安部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別警報、警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
大阪航空局 （高松空港事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備及び点検 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 4 遭難航空機の捜索及び救助
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四国支社 (長尾郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 高松支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に関する措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香川県支部	1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄及び供給 4 義援金の募集及び配分 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(一社)香川県LPGガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 さぬき市から維持管理を委託されている鴨部川浄化センター等の防災対策及び災害応急対策の実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建設業協会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。4 避難所等、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が避難勧告、避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。2 避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。5 災害時等に住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。6 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。8 市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。2 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 さぬき市の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

さぬき市は香川県東部に位置し、高松市の東方10～20km圏、岡山市・徳島市とは50km圏、大阪市・広島市とは150km圏にある。市域は東西12.3km、南北22.5km、面積は158.63km²となっている。

市域の西は、高松市、三木町と接し、南は東かがわ市と接し、また徳島県との県境となっている。東は東かがわ市に接し、北部には瀬戸内海を介して小豆島を仰いでいる。

南部は、讃岐山脈から連なる中山間地域で、鴨部川、津田川などの源となっている。中央部は平坦地で、肥沃な耕地が広がっており、農業地帯となっている。北部は瀬戸内海国立公園を含む地域と市街地や工業団地など都市的な性格を有する地域が併存する。

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和である。

(2) 面積

面積は158.63km²で、香川県内では高松市、三豊市、まんのう町に次いで四番目の規模である。その土地利用は、私有地の約30%が田畑、50%以上が山林となっており、緑豊かな環境が広がっている。

(3) 地形・地質

市の南半分は讃岐山脈（阿讃山地）である。讃岐山脈は、主として和泉層群とその基盤の花崗岩からなる。その前縁の山地は、花崗岩からなり、その一部は凝灰岩、安山岩に覆われている。なお、安山岩に覆われる地域は、多くの場合下部から花崗岩～凝灰岩（凝灰角礫岩）～安山岩となっている。この安山岩は、ち密で侵食に対する抵抗力が強い。そのため、山頂部に安山岩がある山地は、侵食からとり残され（このような働きをする岩をキャップロックという。）、山頂部に溶岩起源の平坦面をもつ台状の地形（メサ）や孤立丘（ビュート）が形成される。このような溶岩起源の山頂平坦面を土地条件図では溶岩台地として表示してある。

台地・段丘の多くは、扇状地起源であって、高位面から低位面までがみられる。

低地には、扇状地、谷底平野・氾濫平野、海岸平野・三角州などが分布し、一部に軟弱な後背低地が認められる。

① 山地

山地地域は、地質的には、安山岩をキャップロックとする花崗岩地域、単なる花崗岩地域、和泉層群地域の3つに分けることができる。

安山岩をキャップロックとする地域には、雨滝山・北山山地の一部及び立石山・雲付山・五瀬山山地の一部がある。

雨滝山・北山山地では、雨滝山とそれに続く尾根に極急斜面があり、ビュートとなっている。雨滝山・北山山地にある北山はメサとなっており、その西端が極急斜面となっている。

キャップロックを持たない花崗岩山地には、立石山・雲付山・五瀬山山地、雨滝山・北山山地、及び、讃岐山脈がある。

前2者では、著しく開析が進み、谷密度が高くなり、また、山麓部には、小規模な緩斜

面・段丘・扇状地などが数多くみられる。このうち緩斜面は、多くの場合果樹園として利用されている。これらの山地の縁辺部では人工改変地が数多くみられる。

讃岐山脈には、多くの東西方向の断層が認められる。山地と寒川台地の高位面との境付近を通る長尾断層もその一つである。なお、長尾断層の露頭が長尾町亀鶴公園付近にみられる。

矢筈山(788m)を最高峰としてほぼ東西に連なる尾根が吉野川水系との分水界になり、この分水界は、高仙山で南へ折れ曲がっている。東女体山、檀特山周辺に35°以上の極急斜面が集中し、崩壊跡地も数多くみられる。本山地も他のキャップロックを持たない花崗岩山地と同様に谷密度は高いが、他の地域と比較して緩斜面と扇状地の発達がよくない。また、谷底平野も小規模なものが多い。

② 台地・段丘

寒川台地には、高位面、上位面、下位面及び低位面が分布している。上位面は、高位面に続くように分布し、両面とも花崗岩、安山岩の礫からなっている。

③ 低地

志度低地は、立石山・雲付山・五瀬山山地から流出する河川の沖積作用で作られた低地であるが、沿岸部は砂州、海岸平野となり、志度の市街地は砂州上に立地している。山地を開析する谷の谷口部には、下位面、低位面がみられる。宅地造成のため、山麓部では人工平坦化、低地では盛土などが行われている。

鴨部川低地の地盤は、周囲の花崗岩山地から供給された砂、シルト、粘土からなり、ボーリング柱状図にみられるようになりかなり軟弱である。

津田低地は、三角州・海岸平野と砂州からなる。砂州は2～3列みとめられ、三角州・海岸平野より1m程高くなっている。

長尾低地は、長尾周辺の讃岐山脈を開析する谷がその谷口部に形成した扇状地やその扇状地が段丘化した下位段丘・低位段丘と谷底平野・氾濫平野などからなっている。

(4) 活断層

さぬき市の南部には、讃岐山脈とその北側の平野部との境界部分に長尾断層帯が分布している。長尾断層帯は、さぬき市から高松市南部を経て香南町に至る断層帯である。長さは約24kmで、概ね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層である。

長尾断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.05～0.1m/千年程度であり、最新活動時期は9世紀以後、16世紀以前であったと推定され、平均的な活動間隔は概ね3万年程度であった可能性がある。

長尾断層帯の将来の活動としては、全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.1程度の地震が発生し、断層を挟んで相対的に1.2～1.7m程度南側が隆起すると推定される。なお、長尾断層帯の地震後経過率は0.01～0.04、集積確率はほぼ0%、今後300年以内の地震発生確率はほぼ0%とされており、長尾断層帯を震源とする地震の危険性は低いといえる。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

平成28年1月1日現在の人口・世帯数は、人口50,965人、世帯数20,850世帯であり、人口は減少傾向にあるものの世帯数については核家族化に伴い微増傾向にある。

また、年齢構成は、0～15歳が11.87%、16～64歳が54.84%、65歳以上が33.29%となっており、そのうちの51.57%が75歳以上の高齢者であるなど、少子高齢化が顕著になっている。

(2) 交通

① 道路

東西幹線として、北部地域には国道11号、南部中山間地域には国道377号、中央部には県道高松長尾大内線がある。南北幹線としては、県道志度山川線や津田川島線などがある。

また、四国横断自動車道が通り、市内には志度IC、津田寒川IC、津田東ICが設置されており、京阪神方面とは2時間程度で結ばれている。

② 鉄道

鉄道は、JR高徳線が市内を通過しており、高松琴平電気鉄道志度線及び長尾線の終点駅がある。いずれも高松まで30～40分程度である。

3 過去の地震災害

香川県では、100～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707年10月28日 (宝永4年10月4日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年12月24日 (嘉永7年[安政1年]11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年(昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津4	北緯 35° 38' 東経 134° 56' 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。香川県では、小被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
北海道地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決壊・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成7年(1995年)兵庫県南部地震 1995年(平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906戸、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年(平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3 震度 土庄 5強 観音寺 5弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
平成13年(2001年)芸予地震 2001年(平成13年) 3月24日 15時27分	M6.7 震度 高松 4 多度津 4 土庄 4 観音寺 4 坂出 3 大内 3	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2名、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,209箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
平成25年(2013年)淡路島を震源とする地震 2013年(平成25年) 4月13日 5時33分	M6.3 震度 東かがわ 5弱 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15 km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
平成26年(2014年)伊予灘を震源とする地震 2014年(平成26年) 3月14日 2時6分	M6.2 (暫定値) 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78 km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害いずれもなかった。

(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)

2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。

3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフの巨大地震の被害想定を推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、専門家で構成された「香川県地震・津波被害想定調査委員会」の意見も踏まえ、香川県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直し（香川県地震・津波被害想定調査）を行い、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、地震発生直後の人的・物的被害の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

1 前提条件

香川県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

2 想定地震

(1) 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

香川県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。（マグニチュード：震度9.0、津波9.1）

(2) 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。（マグニチュード8.7）

(3) 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、香川県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。（マグニチュード8.0）

(4) 想定地震4：長尾断層の地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が

発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。
(マグニチュード7.1)

3 地震動予測結果

(1) 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 市内の震度は、5強～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、5強～7になると予測され、平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあり、観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

(2) 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 市内の震度は、5弱～6弱になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～6弱になると予測され、島嶼部の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。

(3) 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ① 市内の震度は、5弱～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～7になると予測され、中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

(4) 想定地震4：長尾断層の地震

- ① 市内の震度は、4～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～6強になると予測され、長尾断層に近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

4 津波予測結果

(1) 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 市内の港で地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるのは、志度港で約16分、江泊漁港で約17分、津田港で約15分、脇元漁港で約16分である。

県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。

- ② 市内の港の最高津波波高は、志度港で2.1m、江泊漁港で1.1m、津田港で1.4m、脇元漁港で1.0mである。

県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mであり、最高津波波高が最も高い2.1mとなったのは、高松市とさぬき市である。

- ③ 市内の港の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、志度港で3.8m、江泊漁港で2.7m、津田港で3.0m、脇元漁港で2.6mである。

県内の市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.8～3.8mとなり、高松市、観音寺市、さぬき市など県内8市町で3mを越える。

- ④ 市内の浸水面積は、約5.3km²であり、この内浸水深1m未満が約2.6km²、浸水深1～2mが約2.0km²、浸水深2m以上が約0.7km²である。

県内の浸水面積は、県全体で約69.8km²であり、この内浸水深1m未満が約44.2km²、浸水深1～2mが約19.7km²、浸水深2m以上が約5.9km²である。

市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、高松市が約4.6km²と大きく、次いで三豊市となっている。

(2) 想定地震 2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.0～2.9mとなった。2.9m となったのは、高松市及びさぬき市（志度港）である。

- ② 市内の浸水面積は、約1.9km²であり、この内浸水深1m未満が約1.6km²、浸水深1～2mが約3.0km²、である。

県内の浸水面積は、県全体で約20.9km²であり、このうち、浸水深1m未満が約15.0km²、浸水深1～2mが約5.4km²、浸水深2m以上が約0.5km²である。

市町別では、三豊市が約4.6km²と最も大きく、次いで高松市の約4.0km²、観音寺市、坂出市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、三豊市が約1.8km²と大きく、次いで観音寺市となっている。

5 被害予測結果

(1) 想定地震 1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の18時における市内での全壊棟数は、2,000棟で、このうち、揺れによる全壊が1,000棟、津波による全壊が470棟、液状化による全壊が290棟、地震火災による全壊が240棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、35,000棟となっている。

- ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、1,100人で、このうち、揺れによる死者が60人、津波による死者が1,100人などであり、このときの香川県全体での死者数は、6,200人となっている。

- ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、1,200人で、このうち、揺れによる負傷者が820人、津波による負傷者が340人などであり、このときの香川県全体での負傷者数は、19,000人となっている。

- ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、12,000人で、このうち、避難所での避難者が7,200人、避難所以外での避難者が4,800人であり、このときの香川県全体での避難者は、199,000人となっている。

- ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が77%、下水道の支障率が47%、電力の停電率が99%、電話などの通信不通回線率が80%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が78%、下水道の支障率が28%、電力の停電率が99%、電話などの通信不通回線率が80%となっている。

(2) 想定地震 2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の18時における市内での全壊棟数は、340棟で、このうち、揺れによる全壊が50棟、津波による全壊が10棟、液状化による全壊が280棟、などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、2,300棟となっている。

- ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる夏の 12 時における市内での死者数は、100 人で、このうち、津波による死者が 90 人などであり、このときの香川県全体での死者数は、120 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、170 人で、このうち、揺れによる負傷者が 160 人、津波による負傷者が 20 人などであり、このときの香川県全体での負傷者数は、1,200 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、6,500 人で、このうち、避難所での避難者が 3,900 人、避難所以外での避難者が 2,600 人であり、このときの香川県全体での避難者は、59,000 人となっている。
 - ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が 43%、下水道の支障率が 3%、電力の停電率が 44%、電話などの通信不通回線率が 33%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が 23%、下水道の支障率が 2%、電力の停電率が 15%、電話などの通信不通回線率が 12%となっている。
- (3) 想定地震 3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震
- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の 18 時における市内での全壊棟数は、830 棟で、このうち、揺れによる全壊が 160 棟、液状化による全壊が 300 棟、地震火災による全壊が 360 棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、30,000 棟となっている。
 - ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、10 人であり、これは、揺れによるものがほとんどであり、このときの香川県全体での死者数は、1,400 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、240 人で、これは、揺れによるものがほとんどであり、このときの香川県全体での負傷者数は、12,000 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、680 人で、このうち、避難所での避難者が 410 人、避難所以外での避難者が 270 人であり、このときの香川県全体での避難者は、45,000 人となっている。
 - ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が 43%、下水道の支障率が 4%、電力の停電率が 55%、電話などの通信不通回線率が 56%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が 63%、下水道の支障率が 6%、電力の停電率が 82%、電話などの通信不通回線率が 76%となっている。
- (3) 想定地震 4：長尾断層の地震
- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の 18 時における市内での全壊棟数は、80 棟で、このうち、揺れによる全壊が 30 棟、液状化による全壊が 50 棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、2,000 棟となっている。
 - ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、少ないが被害があり、香川県全体での死者数は、40 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、40 人で、これは、揺れによるものがほとんどであり、香川県全体での負傷者数は、1,300 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、30 人で、このうち、避難所での避難者が 20 人、避難所以外での避難者が 10 人であり、このときの香川

県全体での避難者は、4,000人となっている。

- ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が8%、下水道の支障率が2%、電力の停電率が5%、電話などの通信不通回線率が4%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が21%、下水道の支障率が2%、電力の停電率が26%、電話などの通信不通回線率が21%となっている。

6 減災効果

(1) 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、約76%（平成23年10月現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は約15分の1に軽減される。

(2) 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約13%（平成24年10月県政世論調査）となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減される。

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。

【避難行動別の避難者比率】

	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐ には避難しない (用事後避難)	切迫避難*ある いは避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

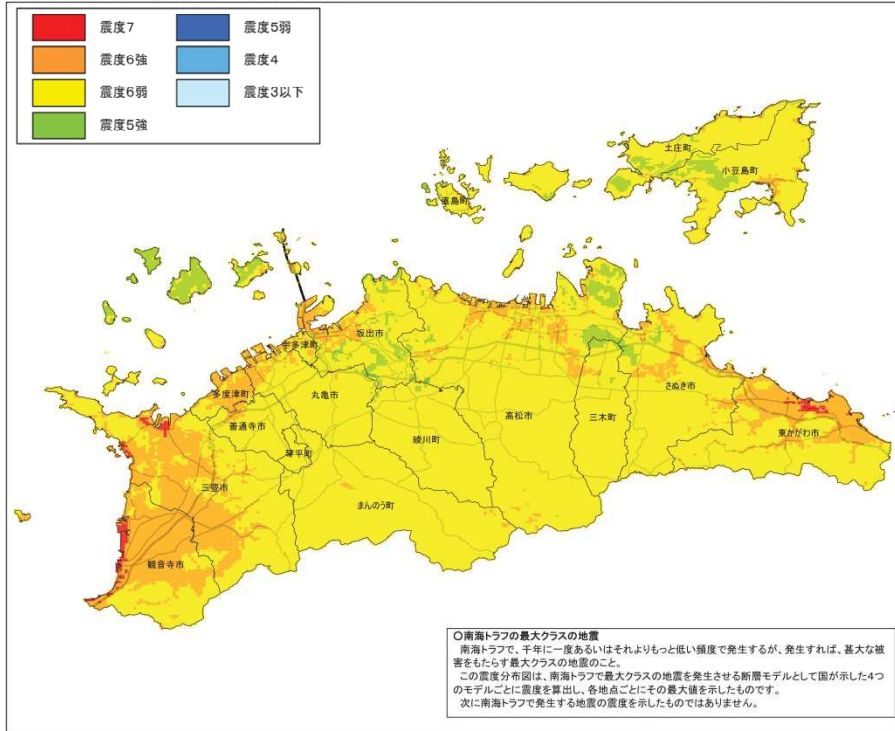
*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

(4) 直接経済被害額の軽減

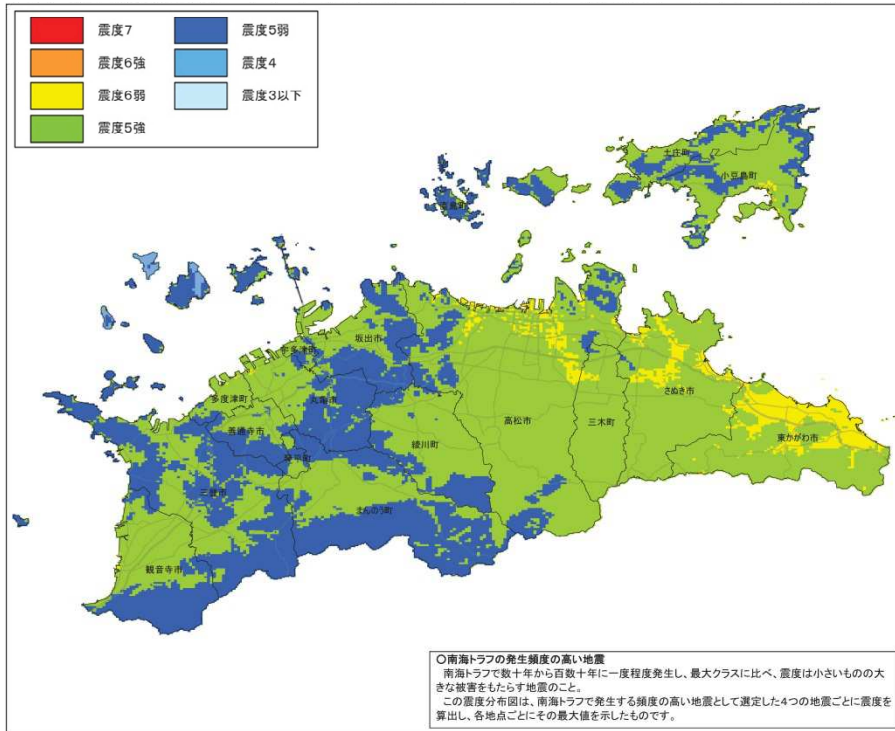
建物の耐震化率が100%となれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

【想定震度分布図】

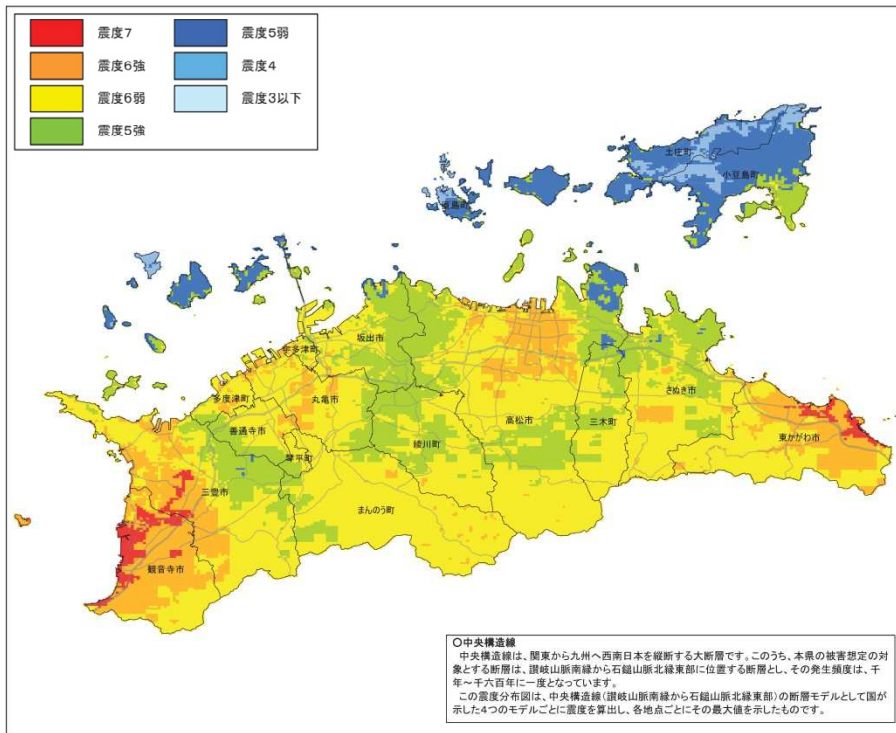
想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）



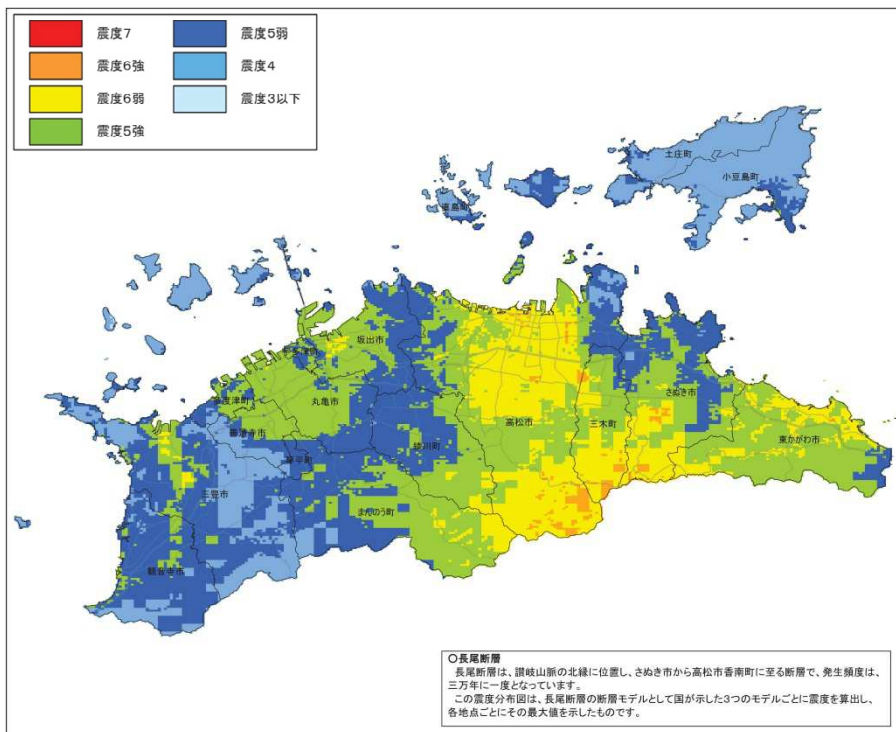
想定地震2：南海トラフ地震（頻度の高い）



想定地震3：中央構造線の地震

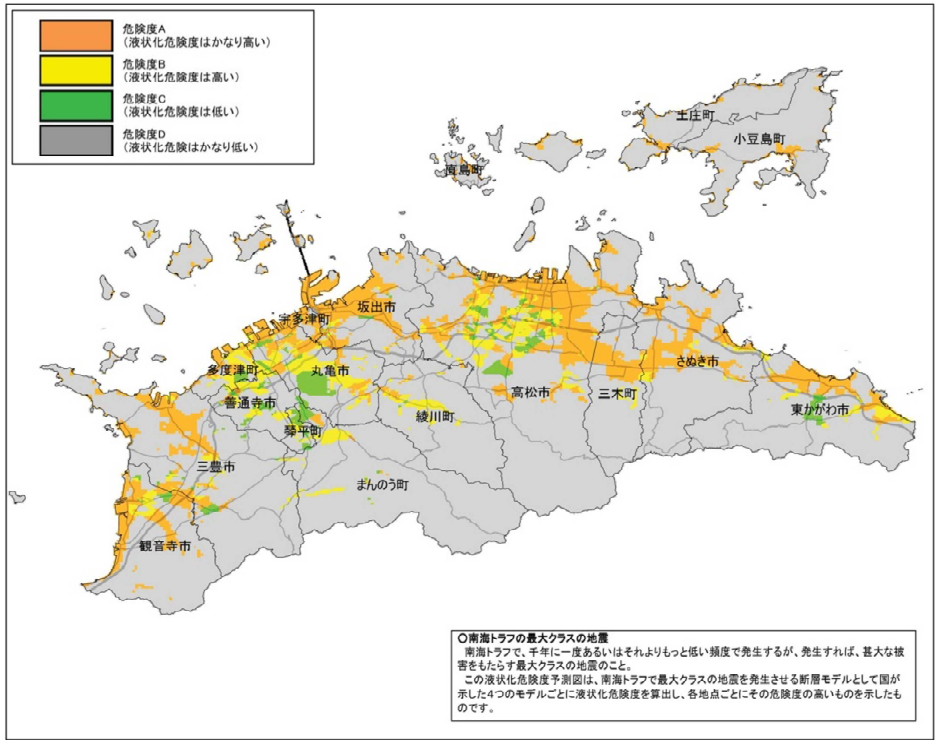


想定地震4：長尾断層の地震

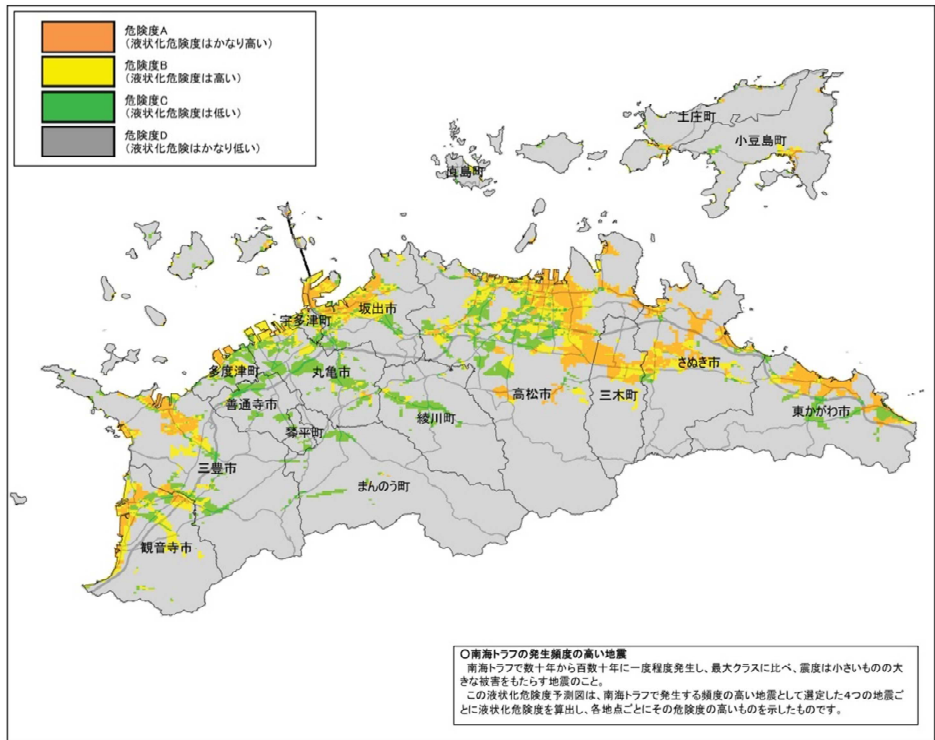


【液状化危険度予測図】

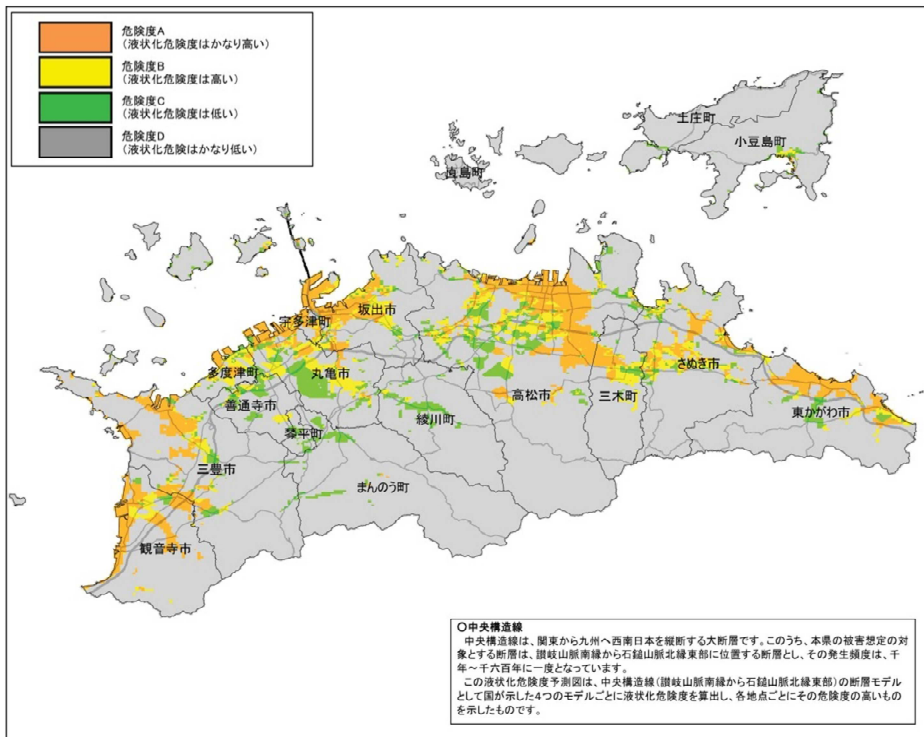
想定地震1：南海トラフ（最大クラス）



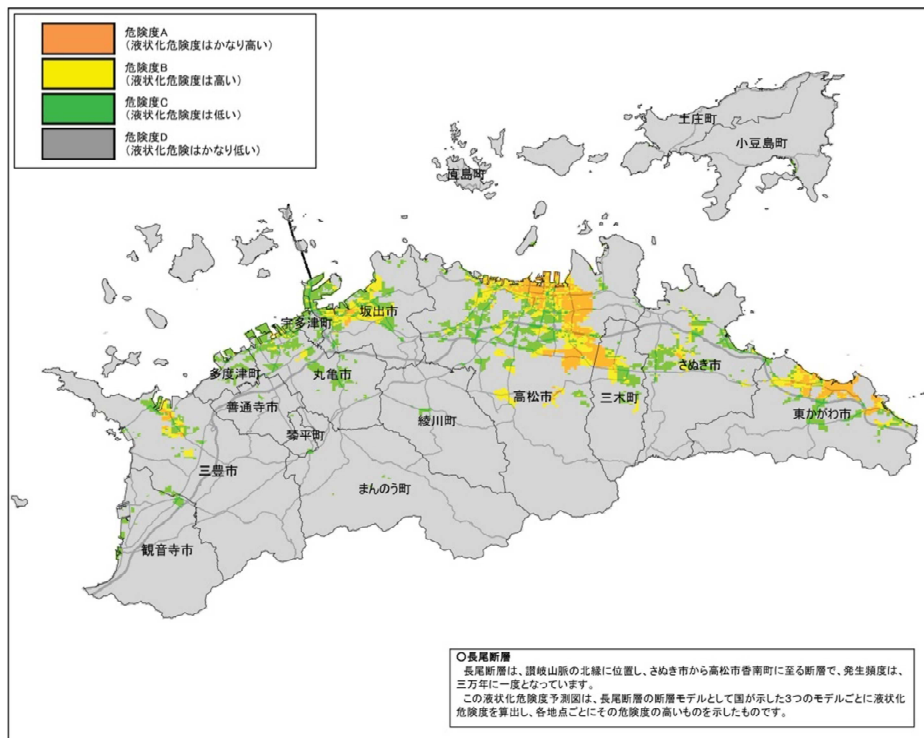
想定地震2：南海トラフ（頻度の高い）



想定地震3：中央構造線の地震

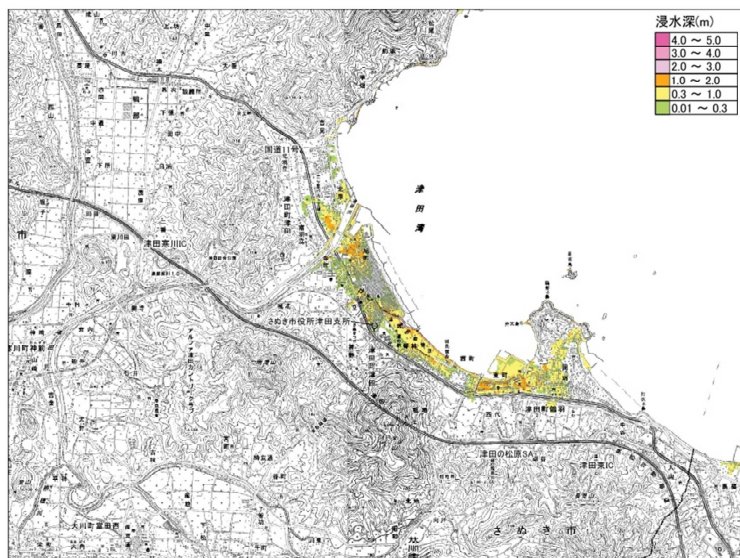
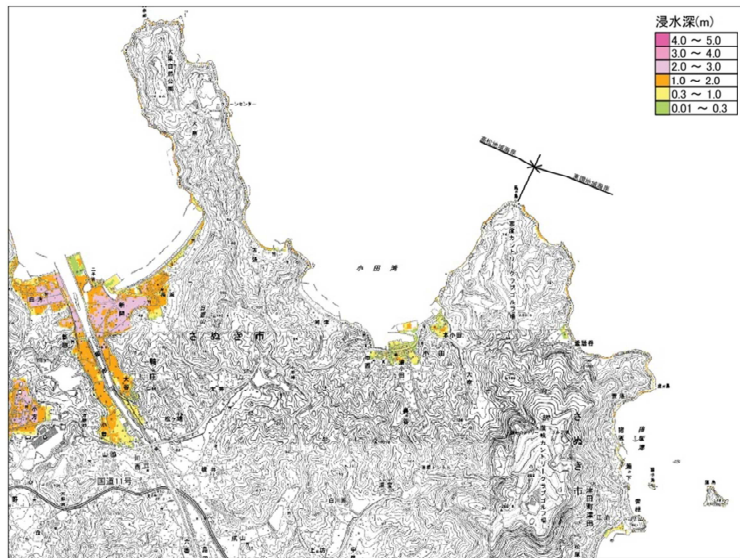
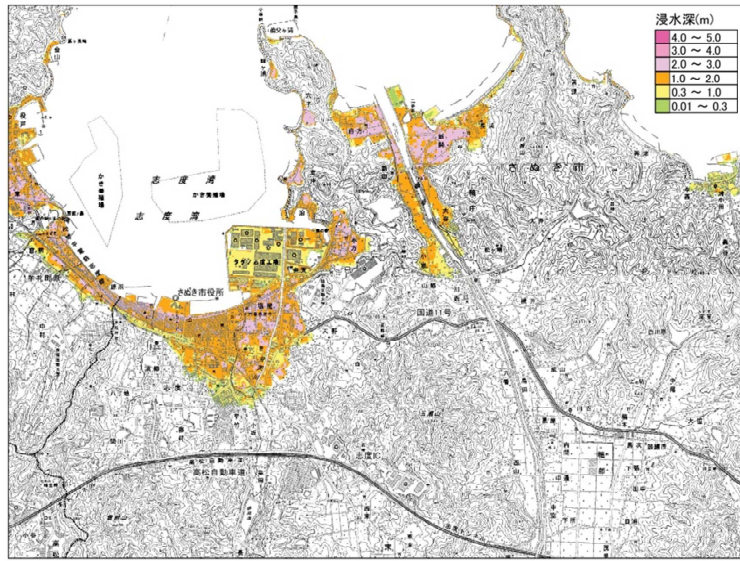


想定地震4：長尾断層の地震

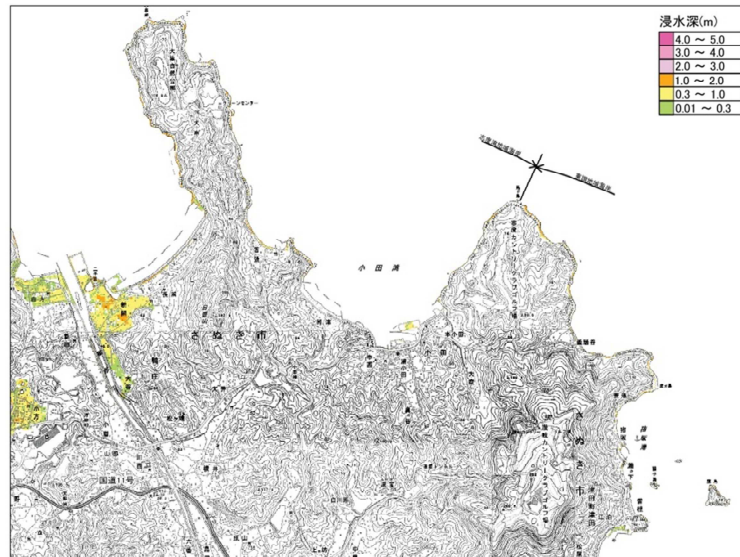
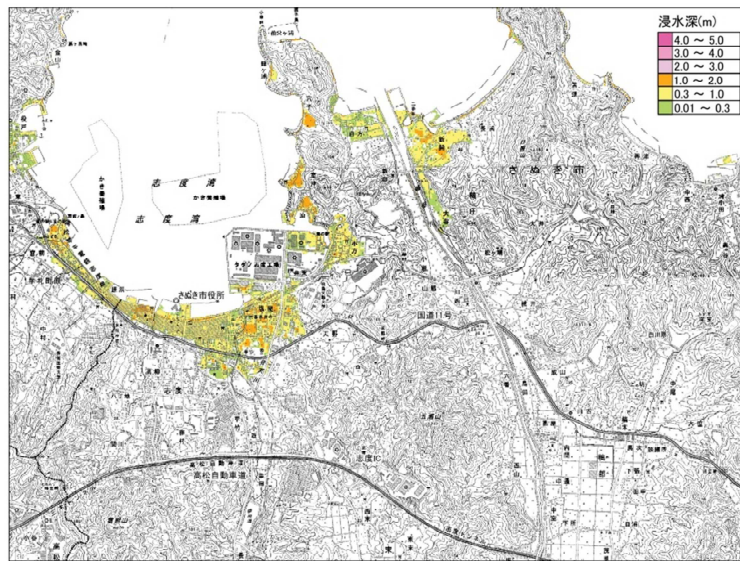


【津波浸水予測図】

想定地震1：南海トラフ（最大クラス）



想定地震2：南海トラフ（頻度の高い）



【さぬき市被害想定結果表】

想定項目		想定地震	南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高い)	中央構造線	長尾断層
マグニチュード			地震 Mw9.0 津波 Mw9.1	M8.7	M8.0	M7.1
震 度			5強～6強	5弱～6弱	5弱～6強	4～6強
最高津波水位			3.8m	2.9m	—	—
津波浸水面積			5.3 km ²	1.9 km ²	—	—
建物被害 (全壊)	揺れによる被害		1,000棟	50棟	160棟	30棟
	液状化による被害		290棟	280棟	300棟	50棟
	津波による被害		470棟	10棟	—	—
	急傾斜地崩壊による被害		20棟	*	*	*
	地震火災による被害		240棟	*	360棟	*
	合 計		2,000棟	340棟	830棟	80棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害		60人	*	10人	*
	屋内収容物転倒等による被害		10人	*	10人	*
	津波による被害		1,100人	90人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害		*	*	*	*
	地震火災による被害		*	*	*	*
	ブロック塀等による被害		*	*	*	*
	合 計		1,100人	100人	10人	*
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害		820人	160人	240人	40人
	屋内収容物転倒等による被害		110人	*	100人	*
	津波による被害		340人	20人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害		*	*	*	*
	地震火災による被害		*	*	*	*
	ブロック塀等による被害		*	*	*	*
	合 計		1,200人	170人	240人	40人
避難者	避 難 所		7,200人	3,900人	410人	20人
	避 難 所 以 外		4,800人	2,600人	270人	10人
	合 計		12,000人	6,500人	680人	30人
ライフライン被害	上水道断水率		77%	43%	43%	8%
	下水道支障率		47%	3%	4%	2%
	電力停電率		99%	44%	55%	5%
	通信不通率		80%	33%	56%	4%

(注) ① 建物被害は冬の18時、人的被害及び避難者は冬の深夜に発生した場合の想定であり、ライフライン被害は最大となる時間帯の合計である。

② 「—」はデータ無しまたは公表なしを示している。

③ 「*」は少ないが被害があることを示している。

④ 項目ごとの四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第5節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、市は、県及び防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

市及び県は、すべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意する。

また、市及び県等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震・津波対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮する。

1 津波への対応

県が実施した津波被害想定調査の結果、太平洋沿岸だけでなく瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔において発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔において発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、市や県など防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生したりするなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

- (1) 施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。
- (2) 当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

3 整備目標

(1) 施設の整備等についての目標

① 避難所等

市は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する緊急避難場所及び避難所の整備を行い。

② 防災拠点施設

市は、災害対策本部を設置する市役所本庁舎が被災し使用できないことを想定し、津波浸水想定区域外に、市役所本庁舎の代替施設とする防災拠点（庁舎）を平成30年度までに整備する。

また、津波浸水想定区域内に所在する教育委員会の庁舎については、その移転地を検討し、平成32年度までに浸水想定区域外に移転する。

③ 避難経路

ア 市は、県が進める避難経路となる道路の整備に協力する。

イ 市は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

④ 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

ア 市は、大川広域消防本部等と連携して、消防本部及び消防署（分署）のうち、耐震改修が必要又は津波対策の観点から移転が必要である庁舎を平成30年度までに解消する。

イ 市は、消防団の拠点施設である消防団屯所のうち、耐震性を有していない施設等の改修整備を行う。

⑤ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

ア 市は、県が中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道の整備に協力する。

イ 市は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

⑥ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の

公共空地又は建築物

市は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑦ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

ア 市は、県が進める緊急輸送を確保するために必要な道路の整備に協力する。

イ 市は、県が整備する災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策に協力する。

ウ 市は、県が道路防災点検の結果による要対策箇所の整備に協力する。

エ 市は、県が緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設の整備に協力する。

オ 市は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

⑧ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

ア 市は、県が四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設の整備に協力する。

イ 市は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。

⑨ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

市及び県は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。

⑩ 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

ア 市は、県が避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要な治山ダム等の保安施設の整備に協力する。

イ 市は、県が避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備に協力する。

⑪ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの

市は、県が貯水量10万m³以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池の耐震化補強工事に協力する。

⑫ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

市は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。

⑬ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備を平成29年度までにデジタル化する。

また、市は、J-ALERT自動起動装置を適正に維持管理する。

⑭ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

ア 市は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の避難所の特性を考慮し、市が必要と判断する井戸を整備するよう努める。

イ 市は、応急給水拠点となる配水池などの浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。

ウ 市は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。

エ 市は、南海トラフ地震の発生に備え、平成34年度までに、既存の市や県が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。

⑮ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

市は、南海トラフ地震の発生に備え、平成34年度までに、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

⑯ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

市は、南海トラフ地震の発生に備え、平成32年度までに、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 社会福祉施設

市は、社会福祉施設の耐震化率を平成32年度までに90%とする。

② 公立の小学校、中学校

市は、校舎、体育館等の耐震化率を平成32年度までに100%とする。

③ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

市は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先して、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル含む。）や避難路等の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地活用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

(3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討する。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進する。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

(3) 河川、漁港及び下水道等の管理者は、地震及び津波の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(4) 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努める。

(5) 市は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線など情報伝達設備の整備等に努める。

7 海岸保全施設の整備等

香川県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期

することとし、津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、その移転地を検討し、津波浸水想定区域外への移転を推進する。